

令和4年2月定例農業委員会議議事録

開会 2月25日(金) 午前9時

(欠席委員)伊藤委員、深谷(明)委員、近藤(進)委員、原田委員、
近藤(浩)委員、加納委員

(事務局出席者)野々山局長、廣瀬次長、水野主幹、原田副主幹、
森下主任主査、柘植主事

(傍聴人) 0名

議長：ただいまから2月定例農業委員会議を開催します。

今回は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、農地利用最適化推進委員の招集については、議案に係る地区の委員のみとしております。

本日は、伊藤委員から欠席の報告、また、萩野委員から遅れる旨の届出を受けており、現在の出席委員は農業委員10名、農地利用最適化推進委員4名です。

議事に入る前に、本日の会議の議事録署名の委員を指名します。

2番、増岡和明委員、3番、萩野敏廣委員、よろしく申し上げます。
それでは議事に入ります。

議長：議案第43号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明を求めます。

【議案第43号、農地法第3条の規定による許可申請について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま事務局から説明のありました番号1、西一色の件について、地元の梶川京三委員から御意見を申し上げます。

梶川委員：この案件につきましては親族内での売買で特に耕作については差し支えないということを聞いています。よろしく申し上げます。

議長：ありがとうございます。ただいま地元委員から説明がりましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。御意見等はありませんか。

(質問、意見等なし)

議長：御意見等ないようですので、採決に移ります。

番号1について、許可することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、番号1について、許可することとします。

議 長：続いて、番号2、西一色の件について、同じく地元の梶川京三委員から御意見ををお願いします。

梶川委員：先ほどと同様で親族関係にあって、特に問題はないと思います。よろしくをお願いします。

議 長：ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。御意見等はありませんか。

(質問、意見等なし)

議 長：御意見等ないようですので、採決に移ります。

番号2について、許可することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、番号2について、許可することとします。

《採決結果：議案第43号 全員賛成2件》

議 長：議案第44号、農地法第5条の規定による許可申請の意見についてですが、番号3については天野和彦委員が議事参与を制限されますので、先に該当しない番号3以外について、事務局からの説明を求めます。

【議案第44号、農地法第5条の規定による許可申請の意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議 長：ただいま事務局から説明のありました番号1、三好上の件について、地元の久野裕吉委員から御意見ををお願いします。

久野委員：申請地の東と南は、既に宅地となって建物が建っている場所です。周辺に問題となるような農地等はありませんので、問題ないと思います。隣地等の立会い、また、土地改良、愛知用水等の隣地の確認も既に済んでおります。したがって、問題はないと思います。以上です。

議 長：ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。御意見等はありませんか。

(質問、意見等なし)

議 長：御意見等ないようですので、番号1について採決を採ります。
番号1について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、番号1について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議 長：続きまして、番号2、福田の件について、地元の酒井峰男委員から御意見ををお願いします。

酒井委員：この土地は以前から雑草が生えて荒れており、周りからも時々苦情が出ていた土地ですが、今回の駐車場を利用するということで、適正利用の点では良いのではないかという感覚でおります。

駐車場の利用としても、県道沿いに面していますので、特に問題はないと感じます。

排水に関しては地元土地改良区、地元行政区とも、排水同意は得ていますので、特に問題はないと感じます。よろしくをお願いします。

議 長：ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。御意見等はありませんか。

(質問、意見等なし)

議 長：御意見等ないようですので、番号2について採決を採ります。
本案件について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、番号2について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議 長：ただいま事務局から説明のありました番号4、打越の件について、地元の近藤雅俊委員から御意見ををお願いします。

近藤(雅)委員：この分は分家住宅で、9月の農振除外で審議し、問題はないと思います。以上です。

議 長：ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。御意見等はありませんか。

(質問、意見等なし)

議 長：御意見等ないようですので、番号4について採決を採ります。
番号4について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、番号4について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議 長：ただいま事務局から説明のありました番号5、福谷の件について、地元の鈴木光広委員から御意見ををお願いします。

鈴木委員：既存住宅の雨水排水という必要最小限の、今回追認行為であるため、やむを得ない案件だと判断しております。

議 長：ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。御意見等はありませんか。

(質問、意見等なし)

議 長：御意見等ないようですので、番号5について採決を採ります。
番号5について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、番号5について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議 長：ただいま事務局から説明のありました番号6、高嶺の件について、地元の近藤浩尚委員は欠席ですので、事務局から説明をお願いします。

事務局：地元委員さんから欠席の連絡を受けたとき、電話でこの案件につきまして問題ないとの御意見をいただいております。よろしくをお願いします。

議 長：ただいま事務局から説明がりましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

はい、どうぞ。

近藤(雅)委員：議案書によると汚水排水は下水管に流すとなっておりますが、土地利用計画図をみると、浄化槽を設けるとなっておりますが、どちらが正しいでしょうか。

議 長：ただいまの近藤雅俊委員からの御質問に対し、事務局から説明をお願いします。

事務局：議案のほうが誤りでございまして、浄化槽にて排水いたします。

議 長：ほかに御意見等はありませんか。

御意見等ないようですので、番号6について採決を採ります。

番号6について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、番号6について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議 長：ただいま事務局から説明のありました番号7、東山の件について、地元の太田孝司委員から御意見をお願いします。

太田委員：現在この土地は、登記地目上は畑となっておりますが別目的で利用されています。隣接する宅地の区分であり、問題ないと思います。

議 長：ありがとうございます。ただいま地元委員から説明がりましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。御意見等はありませんか。

(質問、意見等なし)

議 長：御意見等ないようですので、番号7について採決を採ります。
番号7について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、番号7について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議 長：ただいま事務局から説明のありました番号8、東山の件について、地元の太田孝司委員から御意見ををお願いします。

太田委員：現在、居宅の部分がかなり老朽化となって、土地所有者も施設に入居されているということで、将来的に相続が発生する上で、新たに息子の家を建てるということで、現状、問題ないと思います。

議 長：ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。御意見等はありませんか。

(質問、意見等なし)

議 長：御意見等ないようですので、番号8について採決を採ります。
番号8について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、番号8について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議 長：番号3については、天野和彦委員が議事参与の制限に該当しますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

議 長：それでは、番号3、明知下の件について、説明を求めます。

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：番号3、明知下の件について、地元の深谷良金委員から御意見を願います。

深谷(良)委員：この件に関しまして、記載のとおりでございますが、図面のほうの7ページを見ていただきますと、この周辺は住宅地でございます。そして、この対象の土地につきましては、現在の住所、住居の隣接地ということになっておりまして、特別問題はないと考えております。以上です。

議長：ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたが御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。御意見等はありませんか。

(質問、意見等なし)

議長：御意見等ないようですので、番号3について採決を採ります。
番号3について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号3について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

(該当委員着席)

《採決結果：議案第44号 全員賛成8件》

議長：議案第45号、相続税の納税猶予にかかる証明願について、事務局からの説明を求めます。

【議案第45号、相続税の納税猶予にかかる証明願について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま事務局から説明のあった番号1の件について、地元の三好下の委員から御意見を願います。

野々山委員：現地を確認したところ、水稻を確実にやっておりますし、毎年の利用状況調査のときにも水稻の作付を確認しておりますので、問題ないと思います。

また、特定貸付けにつきましても、ファームズ三好さんと令和11年まで契約が残っておりますので、引き続き特定貸付けを行う旨の証明につきましても問題ないと思っております。以上です。

議長：ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。御意見等はありませんか。

(質問、意見等なし)

議長：御意見等ないようですので、採決に移ります。
番号1について、証明書を発行することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号1については証明書を発行することとします。

《採決結果：議案第45号 全員賛成1件》

議長：議案第46号、農用地利用集積計画の決定について、事務局からの説明を求めます。

【議案第46号、農用地利用集積計画の決定について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま事務局から説明がありましたが、全体を通して御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。御意見等はありませんか。

(質問、意見等なし)

議長：御意見等ないようですので、採決に移ります。
本件について採決します。計画の決定に賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、決定することとします。

《採決結果：議案第46号 全員賛成1件》

議長：諮問第13号については、伊豆原めぐみ委員が議事参与の制限に該当しますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

議長：諮問に移ります。諮問第13号、農用地利用配分計画案に対する意見について、事務局から説明を求めます。

【諮問第13号、農用地利用配分計画案に対する意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま事務局から説明がありましたが、全体を通して御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。御意見等はありませんか。

(質問、意見等なし)

議長：御意見等ないようですので、採決に移ります。

諮問第13号について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、諮問第13号について、適当であるとして市へ答申することとします。

(該当委員着席)

《採決結果：諮問第13号 全員賛成1件》

議長：続いて、諮問第14号、みよし市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見について、事務局からの説明を求めます。

【諮問第14号、みよし市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま事務局から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手

の上、発言をお願いします。

天野(和)委員：みよし施設園芸支援センターMGMI（めぐみ）の現在の受講者はどのくらいですか。

議長：ただいまの天野和彦委員からの御質問に対し、事務局から説明をお願いします。

事務局：今年3月で卒業される方が1名と、今年度入られた方が1名の、2名が受講しています。

議長：よろしいですか。

ほかに御意見等はありませんか。

天野(和)委員：10アールでも就農ができる件について、説明を詳しくお願いしたいです。

議長：ただいまの天野和彦委員からの御質問に対し、事務局から説明をお願いします。

事務局：新規事業の方、一般的に就農される方は3条許可の下限面積30アールからになります。しかしながら、新規就農者を増やしたいというなかで、農業大学校で勉強された方、援農ネットみよしで勉強された方については、30アールの部分について、利用権設定では10アールでも借り受けられるようになっています。今回はそれらの研修に合わせてMGMI（めぐみ）の研修所で学んだ方も、対象となるよう変更する計画です。

議長：よろしいですか。

天野(和)委員：農地のない人が卒業するに当たって、農地が購入できるシステムですか。

事務局：購入ではなく、借りて営農してもらおう形で考えております。中間管理、利用権設定という形で期限を切って、まず営農していただく。そのうちに、徐々に広げていってもらえればという期待も持っております。

天野(和)委員：買うことはできないのですか。

事務局：農地を買おうと思うと農地法第3条許可が必要になりますので、10アールからの新規就農者は買うことが出来ません。ただ、農地を買わずとも農業はできますので、卒業生は参入しやすいように面積の制限を小さくしたということだと思います。

議長：ほかに御意見等はありませんか。

ほかに御意見等ないようですので、採決に移ります。

諮問第14号について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員の挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、諮問第14号について、適当であるとして市へ答申することとします。

《採決結果：諮問第14号 全員賛成1件》

議 長：続いて、事務局から報告をお願いします。

[事務局報告]

事務局：《資料に基づき説明》

ア 令和4年1月分届出等の受理状況について

議 長：ただいま事務局から説明がありましたが、御質問等のある委員は举手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長：以上で予定していた議事等は全て終了いたしました。
これをもちまして議長の職を終了させていただきます。
引き続き、農地利用最適化推進会議を行いますので、議事の進行を事務局へ渡します。

事務局：それでは、引き続き農地利用最適化推進会議を行いたいと思います。
本日、机の上に配付しました2月の会議資料を御覧ください。

1 協議・報告事項

- (1) 農業委員会による最適化活動の推進等について
- (2) 令和4年度定例会開催予定について

事務局：《資料に基づき説明》

事務局：御質問等ございましたらよろしくをお願いします。よろしいでしょうか。

(質問、意見等なし)

事務局：全体を通して御質問ありましたら、この場でよろしくお願ひします。
それでは、次回定例会の連絡となります。次回、3月定例会につきましては、3月25日金曜日の午前9時から、場所は6階の601、602会議室を予定しております。よろしくお願ひします。
慎重審議ありがとうございました。
以上をもちまして2月定例農業委員会並びに農地利用最適化推進会議を終了いたします。一同御起立ください。一同礼。ありがとうございました。

(閉会午前10時00分)